

2021年度 第2回 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 議事概要

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム事務局

日時：2021年12月23日（木）11時15分～12時15分

場所：WEB会議による開催

【議事次第】

1. 文化庁挨拶
2. 専門ワーキング・グループの検討状況について
 - (1) 初等中等教育専門ワーキング・グループ
 - (2) 高等教育専門ワーキング・グループ
 - (3) 著作権法関係有識者専門ワーキング・グループ
3. SARTRASからの報告について
4. 自由意見交換

【資料】

1. 授業目的公衆送信補償金制度に関する現状報告（SARTRAS作成）
2. 2021年11月30日現在登録申請状況（SARTRAS作成）

【要旨】

会議に先立ち、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの立ち上げ時から共同座長、副座長を歴任され授業目的公衆送信補償金制度の円滑な導入と運用に尽力され、前回のフォーラム開催後に亡くなられた瀬尾太一氏に対し黙とうが行われた。

その後議事に入ったが、本日のフォーラムの要旨は以下の通りである。

1. 文化庁挨拶

文化庁 今年の4月から授業目的公衆送信補償金制度の本格運用が始まり、多くの教育機関の設置者から制度の登録、申請をいただいていると聞いている。これも一重にこのフォーラムに参加いただいている皆さまのお陰であると考えている。改めて感謝を申し上げたい。

昨年度はこのフォーラムで改正著作権法第35条の運用指針(令和3(2021)年度版)をまとめたばかり、直近では初等中等教育における特別活動に関する追補版を決定していただいたが、まだまだ新型コロナウイルスの感染防止対策が教育現場で求められている中、運動会や文化祭といった行事のオンライン開催における著作物利用に関する問い合わせが非常に多い状況で、文化庁としても教育現場のニーズというものを感じているところである。このような状況にご配慮いただき大変短

い期間の中で追補版をまとめていただいたことについて、初等中等教育専門ワーキング・グループの主査・委員の皆さま、専門家の皆さまには深く感謝申し上げたい。またこの取りまとめに尽力いただいた SARTRAS の事務局にも御礼申し上げる。

この追補版では、具体的な場面設定がある中で適切な著作物利用というのがどういうことなのか解説されており、教育現場における著作権制度に関する適切な理解が正しい形で広まっていくことを期待している。教育現場において本制度の活用が更に進み、将来の教育と文化芸術双方の発展につながるよい制度となっていくように祈念している。引き続き皆さまにはご協力をいただければと思う。

2. 専門ワーキング・グループの検討状況について

フォーラムに設置されている3つの専門ワーキング・グループの検討状況について、各ワーキング・グループの主査から報告が行われた。

(1) 初等中等教育専門ワーキング・グループ

A 先ほど文化庁からもお話しいただいたが、初等中等教育専門ワーキング・グループの今年度の大きな仕事としては、11月9日に「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度）初等中等教育における特別活動に関する追補版」を公表させていただいたことである。

先ほど短期間でのご紹介いただいたが、実はそれなりに時間を掛けており、会議としてはまず9月1日に初等中等教育関係者と権利者の代表で構成される初等中等教育専門ワーキング・グループの会議を行い大体の方向性について検討した。そこでは、今回の追補版をまとめるに当たってまずは初等中等教育関係者で原案を作ろうという今までと少し異なる手法を進めることとなった。教員は著作権の専門家ではないが、著作権関係の文書の書き方、用語の使い方、根本的な捉え方の部分等について皆でメールベースで議論を行い、案を作成し、またフォーラム委員の皆様にも意見を伺い修正を行ったうえで、11月9日に公表したものである。

今年度版の運用指針では、現場の初等中等教育の先生方や教育委員会の方々をご覧になって、具体的な事例が書いていて大変よいという声はいただいていたのだが、その一方で、「この場合は著作物を使って無許諾無償でできるというが、典型事例に挙がっていないこの場合はどうするのだ」というような問い合わせがものすごく増えてしまったということがあり、ある意味で利用者の方々の思考停止させてしまったのではないかというような状況も生まれていた。そこで、今回の追補版では、できるだけ現場の先生方がまず自分自身で考えていただくというような趣旨でまとめてみたものである。著作権法や運用指針を参照しながら、現場の先生方ご自身で、必要と認められる限度として説明がつくというようなことを考えていただくということが趣旨である。そのため、今回の追補版では、利用者がどういう場面でどう考えればよいのかとか、必要と認められる限度内であるということ等を具体的に説明するためのチェックシートを用意させていただいた。昨年度からワーキング・グループの活動を行っているが、1段レベルが上がったのではないかと私は感じている。今

回の追補版も現場の先生方や教育委員会の方々にも評判がよく、個人的には、知り合いの校長先生から職員全員でこれを読んで、皆で考えるということをやったという報告もいただいている。

それから、12月に開催したワーキング・グループでは、教科書関係の方に出席いただいて、教科書のデジタル化やデジタル教材等について、現況をお伺いした。また、初等中等では公開研究授業とか授業研究会というものがあり、そこがまだ全く検討されていなかったもので、その点についても教科書関係の方々から現状の見解についてお伺いした。以上が、初等中等教育専門ワーキング・グループの年内の活動である。

(2) 高等教育専門ワーキング・グループ

B 高等教育専門ワーキング・グループの進捗については、初等中等教育に比べて、開催が遅れてほとんど止まっている状態であることをお詫び申し上げたい。開催が遅れているのは、今、初等中等教育ワーキング・グループからも紹介のあった典型例について、示し方によっては現場が思考停止になるのではないかという危惧もあり、現場にとって分かりやすい示し方を考えないといけないと思っているからである。ワーキング・グループに叩き台を示すべく準備をしているところで、高等教育関係の機関の方々にもそれぞれの機関内でどんな問題意識があって、どんなやりとりをすれば問題解決ができるかといった情報提供のお願いをしているが、具体的なよいアイデアがなかなか出てこないといった状況である。

私自身も所属大学のなかで著作権にあまり詳しくない方も含めて個別にヒアリングをして、様々な事例を探っているが、今のところこうすればよいというアイデアがなかなか出ていないという状況である。また、大学教員の中でも教員によって問題意識に温度差がかなりあり、どう示せばよいかというところを思案している。

ここ1年、大学でも初等中等教育でも同様だろうが、FDや教員研修で著作権問題を取り上げるところが増えており、私も呼ばれて話をすることが多くなっている。その際、運用指針を紹介しているのだが、運用指針ができたこととそれが公表されていることについては概ね好評のようだが、ただその内容について感想を聞くと、よく分からない、研修会で説明を聞きながら読んでようやく分かるというのが現状ではないかというのが、私の認識である。

研修会では、それぞれの機関で具体的に困っている例や迷っている例を尋ねるが、よほど日頃から問題意識を持っている方でない限り当日の質疑応答の時間に質問するというのは難しいので、事前に質問を尋ねるようにしている。そういった場合、先ほどもあったように、「これはできますか／できませんか」といったケーススタディ的な質問が多い。それはやむを得ないとも思うが、それに対して説明をすると、「そうするとこれはどうなのか」と、やはり同じような個別事例の積み重ねに終始してしまう。私としてもFDとか研修会では、どう考えればよいかというようなことを説明するように心掛けているが、現場の方々には著作権の専門家ではないので、個別事例案に気を取られてしまうというのが実態として多いと思われる。

我々自身も昨年来オンライン授業に転換していかなければならなくなって、例えば Google for Education とか Microsoft Teams とか Moodle 等のシステムがあるが、その際に操作方法が分から

ない場合に、情報ツールに詳しい教職員の方に質問することがしばしばあり、それに対して丁寧に教えてくださる訳だが、恐らく詳しい方は、「こんなことは WEB 上のマニュアルに書いてあるのに」と思っているのだろうと思う。ただ、技術に詳しくない者からすると「WEB のマニュアルがあるとしても素人には分かりにくいし不親切だ」というように思ってしまう。それと運用指針というのは似たようなところがあるのではないかと感じる。我々このフォーラムのメンバーはある程度著作権に詳しい方が集まっているので、それらの人にとっては当たり前のことを説明しているつもりだろうが、そうでない人にとっては、運用指針ができたということ自体はありがたいが、どこにどう書いてあるのかというのが簡単には分かりにくいという感覚なのではないか。そういう意味で、著作権に詳しい者の独りよがりにならないように読み手本位の読者目線に立った運用指針にならないかという気持ちで、典型例を思案しているところである。今でも、週のうち 3 回も 4 回も追加したり削除したりの繰り返しになっており、まとまらないが、しっかりした案ができるまで私一人でこれを繰り返している訳にもいかないのが、出来はよくないかも知れないが、年明けにはワーキング・グループに取りあえずたたき台として、お示ししたいと考えている。

その一方で、大学の FD 等に参加して感じたことを紹介したい。単なる一例かも知れないが、FD の参加者のうち芸術系の学部の先生の中にはクリエイターとして活動されている方もおられるのだが、例えば 35 条はけしからんとか 36 条はけしからんとか、教育の現場だからこそ許諾を得てやるべきだという主張をされる方もいる。FD を主催する立場の大学関係者の方は、より著作権に関心を持ってほしいとか身近な問題として捉えるようにしてほしいとかそういった趣旨で FD を開催していると思うが、これからの法改正の議論をしている訳ではなくて、既に改正 35 条があり改正前から 36 条もあるなかで、それに対してそれをけしからんとかそれはおかしいとかいうような根本的な思想の部分で「著作権者」の口から言われると、教育関係者はますます萎縮してしまうだろうなというようなことを、つい先頃の FD で感じた。もちろん、教員自身が著作権に対する意識を高めていくことも必要だと考えているが、著作権者側でも、円滑な利用のため、あるいは教育関係者との関係づくりのためにどのようなコミュニケーションをとったらいのかについて考えていただければありがたいと感じた。最後のところは少し余分な話かも知れないが、教育関係者に対する啓発の過程で著作権者の側でもいろいろ配慮していただけるとありがたいという気付きがあったので、ちょっとご報告させていただいた。

重ねてになるが、高等教育専門ワーキング・グループの開催が遅れたことをお詫び申し上げます。年明けから再開したいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

(3) 著作権法関係有識者専門ワーキング・グループ

C 著作権法関係有識者専門ワーキング・グループは、2020 年 7 月に設置され、35 条と契約の関係、いわゆる権利制限規定のオーバーライドの問題と技術的保護手段の回避行為と 35 条の関係についての 2 点について私を含め 3 名の専門委員で検討を進めてきた。また、この問題は民法との関わりも重要なため、著作権法にも詳しい民法の先生方 2 人にも意見を伺いながら検討したという経緯である。

依頼があったのが2020年7月末で、8月初めにまとめてほしいということだったので、本当に短い期間に考え方をまとめて、その上で具体的な事例についても若干加えたものを作成した。これを2020年8月5日のフォーラムで暫定的案としてお示しし、12月のフォーラムでも内容について報告を行った。

現状では運用指針に盛り込むというところまではしておらず、現状の運用指針では20頁の⑨-3のところ、この2点についてフォーラム内に著作権関係有識者専門家ワーキング・グループを設置し、検討中というような記載となっている。ただ、その後は検討が進んでおらず、その点はお詫び申し上げたい。今後どうするかということについては、今日のフォーラムに先立ち、12月21日にワーキング・グループを開催し、検討したというのが現状である。

私共としては基本的な考え方とか具体的な類型でこのようなものがあり得るとして昨年度にまとめた内容に大きな変更を加える必要はないと考えている。ただ、問題は運用指針のなかにこの2つの問題をどういった形で盛り込むのがよいかという点である。昨年用意していたものは5頁程の量になっているが、これをそのまま運用指針の中に差し込むことについて、一昨日のワーキング・グループで検討を行った。

ひとつは、この2つの課題は35条の条文の解釈そのものではないという点である。35条とは別に、契約がなされたときあるいは技術的なプロテクションが施されているときにどう扱うべきかと話で、35条の条文の解釈とは違う側面があるということである。それに関連して、運用指針というのは、利用者の方々に見ていただいて、自分がやろうと考えている利用が35条の観点から適法なのか違法なのか判断をする助けになるようなものだと思うが、恐らく私共が扱っているこの2つの課題というのは、運用指針を読んで、これは適法なのか違法なのか白黒つけるために利用してもらうというためというよりは、権利者の側に35条の趣旨に配慮した利用規約のようなものを整備していただきたい、それを促したいという、そのための考え方を示すものであり、もちろん利用者の側にも契約があった場合には、ちょっとこれは気をつけなければいけないという点を示すためのもので、そういうためのものを私共は検討してきたので、運用指針で、白黒ははっきりさせる形で示すのが果たして適切なのかという点が悩みがあるところである。

一昨日の専門ワーキング・グループで座長、副座長にもお話を伺いつつ、暫定的に結論として持っているのは、運用指針には、今の5頁のものをもう少しコンパクトにした形でお示しするというのがよいのではないかと考えており、このあともう少しワーキング・グループで、どのような表現で運用指針に盛り込むのがよいかという点について検討していきたいと考えている。

3. SARTRAS からの報告について

SARTRAS 事務局から資料に沿って、授業目的公衆送信補償金制度に関する現状報告が行われ、その後質疑応答が行われた。主な質疑は以下の通りである。

D 共通目的事業について、今後募集が行われるという話があったが、各専門ワーキング・グループの主査の方からも先程話があった様に、教育機関において著作権に関する普及啓発をどのように

進めていくのかということが非常に大きな課題であるということ、そして教育機関としても様々な活動を行っていきたいという考えがあるということに基づき、募集という形で進めていただけるということが大変ありがたいことだと考えている。また、昨日の文化審議会著作権分科会で出された中間まとめ案の中で、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みをつくるという話の中で、その管理運営コストについて、授業目的公衆送信補償金の共通目的事業による支援も考えられるといったような考え方が示されている。確かに著作権法 104 条を読むと、共通目的事業をどういう趣旨で行うかということについてあまり明確に書かれておらず、一般的に著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作権の創作の振興云々ということが書かれているが、授業目的公衆送信補償金制度が基本的には教育という文脈の中にあるということとを考慮し、教育の場における著作権および著作隣接権の保護や教育の場における著作物利用の振興といったようなことにまずは使っていただくというような議論を是非共通目的事業委員会の方でしていただければと考える。

4. 自由意見交換

自由意見交換の内容は以下の通りである。

E 4月以降制度の利用が始まっているが、利用者側でも、こういう使い方をしたとか、こういう使い方をしたいというような様々な意見があろうかと思う。また 1,000 校のサンプル調査もひとつのリアクションだと思う。そうした利用者側のリアクションを運用指針や典型例の議論にフィードバックしていくような流れというのは、SARTRAS 事務局の方で何か考えはあるか。

事務局 少なくとも利用報告については、あくまで分配のためにのみ用いるものとして教育機関の皆さまにお願いしているものなので、それ以外での利用は考えていない。

E 利用報告以外では、今のところ、制度の利用実態についての感想とかそういったものを聴取してフィードバックしていくという予定はないということか。

事務局 今後の様々な検討の中で皆さまのご意見もいただきながら、引き続き必要なことは都度都度対応させていただきたいと考えている。

F 最後にひとつ情報提供をさせていただきたい。

以前にもご報告させていただいたことがあったかと思うが、私が大学 1 年生に著作権の授業を行っている中でこういう状況が把握できたというアンケート結果の報告である。5 年前から実施しているものである。

まず、著作権という言葉について聞いたことがあるのかという質問については、ほぼ全ての学生がこの言葉については知っているという回答がある。

次に、著作権あるいは著作権の保護のコンセプトに関する説明を聞いたことがあるかという質問については、説明を聞いたことがあるという学生は、最初の質問と比べて若干割合が減る結果となっている。ただそれでも90%程度にはなっており、以前と比べて増加傾向にある。

次に、それをいつ聞いたのかという質問で、小学校、中学校、高校、大学の4つで聞いているが、一番多いのは中学校で聞いたというのが一番多い結果となっている。

最後に、これが一番インプレッシブだなと感じたのだが、著作権に配慮した行動を大学に入学するまでにしたかという質問である。この質問の結果がこの5年間で随分結果が変わったということが分かった。5年前に始めたときは6割弱位だった結果が、直近では9割近くまで増えている。この著作権に配慮した行動というのは主に文化祭やあるいは高校までの様々な学習活動の中で配慮した行動をとっているということだが、著作権の普及啓発に関しては、高等教育でいえば学生に対しての普及活動はこのように進んできている結果を示している。この結果はここにおられる関係の皆さまのご尽力の賜物と考えている。

G 最後に本日の資料の公開についてだが、今回も、資料についてはフォーラムのWEBサイトに掲載させていただき、また、議事の概要については、委員の方の確認を得たうえで、無記名でWEBサイトに掲載させていただきたい。

それでは最後に事務局からの事務連絡があればお願いしたい。

事務局 今後の予定としては、通常は特に緊急の案件がない場合は、フォーラムは年度末に開催させていただくことになろうかと考えられるが、検討の進捗状況も鑑みながら、できるだけ早めに日程のご案内をさせていただきたいと考えている。

G それではこれをもって第2回の教育著作権フォーラムを終了とさせていただきたい。委員の皆さまにはお忙しいなかご参加いただき、感謝申し上げます。

以上